

建設経済常任委員会

令和7年3月10日（月曜日）

建設経済常任委員会

令和7年3月10日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項

議案第26号 旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第27号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第30号 市道路線の認定、廃止及び変更について

出席者（7名）

委員長 片桐文夫
委員 向後悦世
委員 井田孝
議長 飯嶋正利

副委員長 永井孝佳
委員 宮澤芳雄
委員 戸村ひとみ

欠席委員（なし）

傍聴議員（3名）

議員 松木源太郎
議員 菅谷道晴

議員 崎山華英

説明のため出席した者（14名）

副市長 飯嶋茂
農水産課長 伊藤弘行
都市整備課長 飯嶋和則
農業委員会
事務局 長 戸葉正和

商工観光課長 大八木利武
建設課長 齊藤孝一
上下水道課長 多田一徳
その他担当
職員 7名

事務局職員出席者

事務局 長 穴 澤 昭 和
副 主 幹 菅 晃

事務局 次 長 黒 柳 雅 弘

開会 午前 9時30分

○委員長（片桐文夫） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は6名。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

飯嶋議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

委員の皆様には、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました4議案について審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をいただきまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきますと思います。

それでは、片桐委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

議案説明のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で4議案でございます。

その内訳でございますが、まず、予算関係が1議案で、議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、建設経済常任委員会の所管事項、次に、条例関係が2議案で、議案第26号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その他の議案が1議案で、議案第30号、市道路線の認定、廃止及び変更についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせ

ていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（片桐文夫）　ただいまから、本委員会に付託されました4議案の審査を行います。

初めに、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　議案第9号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりでありますので、加えての説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　それでは、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。
井田委員。

○委員（井田　孝）　タブレット4ページの繰越明許費に関して、土木費なんですけれども、議案質疑で内容の説明を受けたんですけれども、不測の事態というご説明があったと思うんですが、その「不測」というものの定義を教えてくださいと思います。

○委員長（片桐文夫）　井田委員の質疑に対し答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　日程等の調整に不測の事態を生じたということ、日程調整の期間を見込んでいたわけなんですけれども、それ以上にかかってしまったということの表現として「不測の日数」を使っております。
以上です。

○委員長（片桐文夫）　飯島副市長。

○副市長（飯島　茂）　「不測」、井田委員、定義ということでございましたが、まさしく日本語として不測でございまして、今、日程調整というお話もありましたし、風水害とかいろんな状況ございます。例えば、警察協議であるとか、いろんな状況ある中で、それを「不測」というようなことで表現させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） 昔だったら公共工事だと3月末に必ずというのが大体常識というか、それでやってきたんですけれども、それに関してはいいんですけれども、この事業の中に、例えば補助事業があったとして、補助事業もその繰越明許費の不測の事態ということで、繰越しというのは可能になるんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 補助事業についても、歳入予算についても繰越しのほうをしております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） それは、国であっても県であっても問題ないということですか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 国でも県でも繰越しの手続をしております。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 繰越明許費のところの急傾斜地崩壊対策事業、それと橋梁長寿命化修繕事業、この2点についてもうちょっと具体的に説明いただければと思います。

○委員長（片桐文夫） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） まず、初めに急傾斜地崩壊対策事業、これにつきましては、海上地域、見広地区において県の事業として急傾斜地崩壊対策事業を行っておりまして、その負担金を市が支払うことになっておりますけれども、県の工事が繰り越すということなので、負担金についても繰越し手続をしております。

（「それと、事業の進捗状況は繰越明許になるということは、遅れるということですよ」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一） 県のほう、工期変更ということで、令和6年11月だったものを令和7年6月まで、はい。

あと、急傾斜地のほうなんですけれども……。

○委員長（片桐文夫） 違う、橋梁。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、橋梁……

○委員長（片桐文夫） 長寿命化。

○建設課長（齊藤孝一） 橋梁の工事、橋梁の予防保全工事を行う工事なんですけれども、場所は旧谷丁場橋になります。

これは、入札をしたんですけれども、入札して契約をしました。契約後、入札参加者から設計内容について違算があるんじゃないかということがありまして設計書を確認したところ、設計違算であることが判明したということで、違算の結果、適正な最低制限価格でない状態で入札が行われましたので、落札者の決定に影響を生じたことから、契約を解除したものです。契約解除をしたのが12月時点だったものですから、適正な工期を確保することができないということで繰り越すということになっております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 向後委員。

○委員（向後悦世） 急傾斜地のほうは設計変更ということで、だけれども急傾斜地というのは、またいつ災害が起きるか分からない場所なので、慎重に設計変更して早急に進むようお願いしたいと思います。

そして、橋梁の長寿命化は、これはいろいろ不備があったということで繰越明許になったと、そして入札も不調になったと。橋梁なんかの場合には、やっぱり目立たないところが原因で事故につながる場合がありますので、よく調査して早急に進めていただきたいと思います。

私からは以上です。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 1点だけ教えてください。

南堀之内バイパス整備事業、この事業の遅れというのは、本会議では埋蔵文化財発掘調査、それと県道とのすり合わせということが原因だということ、説明ありましたけれども、埋蔵文化財というのはどういうものだったのか、分かればいいですよ。

この発掘調査は進行中なのか終了したのか、2点お願いします。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 南堀之内バイパスの予定地、台の上から下るところなんですけれども、以前からちょっと埋蔵文化財があるところ、包蔵地というんですか、に指定されていたところなんですけれども、今回、工事で掘削したときに、ちょっと文化財のほうがあるんじゃないかということで調査をお願いしたいということで調査をいたしました。

調査自体は、既に終了はしております。

ちょっと報告だけなんですけれども、文書とかで見ていないんですけれども、重要な文化財は出てきていないというような報告は受けております。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） これ、もともと何回も建設課のほうに行って地元の声はお伝えしているんですけれども、この間も3月の第1週の総会のときに、いつできるんですかという質問があつて、区長が答弁に困っていたんで助言したんですけれども、カルバートのやり直しからだいぶ遅れているんで、ただ、これ、もともとなかった道路なので、その割に苦情というのは少ないと思うんですけれども、いつ完成するかというのが分かれば非常に地元の人も安心すると思うので、8年中には完了予定ということでよろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 南堀之内バイパス整備事業につきましては、全ての工事を発注済みでございます。予定なんですけれども、令和7年10月頃には完成させたいと考えております。以上です。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 1点だけお願いします。

飯岡海上連絡道三川蛇園線についてですけれども、こちらの完成見込みとか、大まかでもいいので分かったら教えてください。開通見込みですか。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 飯岡海上連絡道につきましては、懸案事項の用地のほうなんですけれども、地権者よりご協力・ご理解いただきまして、一部ちょっと登記の関係で遅れるところはあるんですけれども承諾をいただきましたので、7年度予算で、今まで未買収地だった

ところをやっていきます。

完成予定としましては、令和7年10月を予定しております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） ありがとうございます。

4月1日から消防分署が完成されます。昨日、竣工式があったんですけれども、お伺いしたら、やっぱり海上地域で火災があった場合は細い道を通って出動されるということでしたので、ぜひぜひ10月までには何とか完成していただきたいと思います。

回答は結構です。

よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 繰越明許の中のラウンドアバウトのことをちょっとお伺いしたいんですけれども。繰越明許の中に入っていないですか、ラウンドアバウト……ではない。来年度のほうですか。もう、でも工事のほうはやっていますよね。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員、質疑はそれでいいですか。

○委員（戸村ひとみ） ラウンドアバウトのことをちょっと聞きたいんですけれども。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） ラウンドアバウトを予定しているところは津波避難道路になって、今回の繰越しには入っていないんですけれども、今回、工事をしているのは暫定開通ということで交差点の、Tの字の交差点の工事だけで、ラウンドアバウトにしますと用地取得ももう少し必要になりますので、来年度予算以降で用地取得のほうをやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 来年度の予算で、もう取ってあるってことですか。それとも、いつかの時点で補正になるってことですか。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 来年度予算で用地費のみ計上しております。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） いいですか、戸村委員、今の件につきましては今回のあれに入っていないので。

○委員（戸村ひとみ） 私ここに入っているんだと思っていたんです。

○委員長（片桐文夫） それでいいですか。

ほかに何か質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 議案第26号につきましては、本会議におけます補足説明並びに議案質疑等で説明させていただいたとおりでございます。加えての説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第26号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 議案第27号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりでありますので、加えての説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第27号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 市営住宅の入居の条件というのをちょっと確認させていただきたいんですけれども、お伺いします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 市営住宅につきましては、基本的には生活困窮による住宅の提供になります。

条件といたしましては、先ほど申しましたとおり、現に住宅がなくて困っている、それがまず、第1条件でございます。あと、市内に住所を持っていच्छる方もしくは勤務場所ということになっております。

それと、一番重要なのは、収入に制限がございまして、高収入というか、低収入の方を対象にしております。具体的に言いますと、月当たり15万8,000円が収入の目安になっております。それ以下の方を対象としております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） あと、単身者も駄目とかそういう要件もありますかね。

あと加えて、募集数、直近、何回かの募集数って分かりますかね。例えば、令和6年度は何件ぐらい募集したとか、あとそれに対しての申込数も、もし分かりましたら教えていただきたいです。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） では、単身の方です。高齢者、60歳以上は単身でもオーケーなんですけど、それ以下の方は単身は入居することはできなくなっております。

それとあと、部屋のつくりにもよりますので、単身用の部屋と、2LDKとか複数での生活を基準としている部屋がございまして、単身の部屋の募集のときは単身でもいいんですが、例えば、下永井団地なんかは、単身者は一応不可ということでございます。

それと募集なんですけど、令和6年度は今まで3回やっております。募集戸数は延べ11戸募集しておりまして、応募は12戸です。

以上です。

○委員長（片桐文夫） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 単身だと60歳以上ということで、今現在、60歳以上で単身の方って入居していच्छいますか。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 60歳以上の单身の方は結構いらっしゃいます。具体的な数は分からないんですが、今は分からないだけで調べれば分かるんですが、結構いらっしゃいます。半分近くと思います。ちょっと数字が今、出てきたら。

すみません、例えば、今回、条例改正に出しております西野住宅、池の端住宅は、今現在、西野住宅については14戸入っているんですが、そのうち高齢者は5戸、西野の場合ですね、5戸です。池の端住宅は31戸ございまして、高齢者は17戸です。それ以外に、今、ちょっとすみません、データがないんですが、香取住宅なり、市内に市営住宅ございまして、单身の高齢者は結構な数がいらっしゃいます。そうですね、結果的に、单身の高齢者になってしまったということもやっぱりございまして、夫妻で入っていて。ちょっと数は、今、もう全ては分かりません。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号に対して補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 議案第30号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第30号について質疑がありましたらお願いいたします。
永井委員。

○委員（永井孝佳） 民間から移譲を受けるときの条件を教えてください。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 認定の要件、四つほどございまして、「起点及び終点が、市道、県道又は国道のいずれかに連絡する道路であること。」、2点目として「市道、県道又は国道と里道を結ぶ道路であること。」、赤道ですね、里道。三つ目として、「公共又は公益施設の相互間を結ぶ道路であること。」、四つ目としては、「公共又は公益施設と市道、県道又

は国道を結ぶ道路であること。」。

あと形状及び構造の要件というものもございまして、幅員は「原則として4メートル以上あること。」、2点目として「路面は、舗装してあること。」、あと「交差点の見通しを良くし、車両が容易に通行できる施設として、幅員に応じた角切りがあること。」。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） あと、すみません、もう1点なんですけれども、廃路になった線というのは所有者というか、あとその後どうなるのかというのをちょっと教えていただきたいんですけれども、お願いします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 今回、廃止の路線につきましては、農林でやっています豊和地区の土地改良事業になりますので、廃止したところ自体が道路ではなくなって農地になっているということになっています。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今、市道認定の件で永井委員からの答弁で、市道に認定するのには4メートル以上の道路であることというような説明がありましたが、旭市内で4メートル以下でも市道になっているところも何かあるように感じるんですが、そういう場合は、何かどのような理由で認定したのか経緯をお知らせいただければありがたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 条件としては、新たに認定するということで、条件として今、お示しさせていただきました。それ以前のものについては、そのまま市道認定されているものについては、そのまま市道認定と。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） よろしいですか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 分かりました、どうも。

そういう経緯が多分、なければおかしいなと思っていたので、では、今後は4メートル以上でないと認定しないってことですね。

はい、分かりました。どうもありがとうございます。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

井田委員。

○委員（井田 孝） 先ほど、これは4メートルという話で、今回の認定路線で、タブレットでいうと2ページと6ページに道路幅員が載っているんですが、例えば2ページの整理番号5番の幅員が3.9メートルからになっているんですよ。6ページの整理番号2番も3.63メートルからになっているんですけれども、その理由を教えてくださいと思います。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 部分的に、すみません、6ページのほうは路線変更ということで路線を延ばしていますので、秋田地先の件なんですけれども、路線が延びていますので、旧認定されていた場所については、そのままということになっております。

5番目の新規認定路線ではございますが、1,392メートルのうち、一部、昔からの路線のところがあるのかなと。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） 井田委員、よろしいですか。

井田委員。

○委員（井田 孝） 6ページのほうは納得したんですけれども、2ページのほうは、1,392メートル、全線が認定ということなんですかね。そのうち3.9メートルがあるというのはちょっとおかしいと思うんですけれども。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長、大丈夫ですよ。そのここのほうが3.9メートルというのは、4メートル以上というのを言っているのにもかかわらず、3.9メートルがあるという、この一部分がかかっていた、だから認定したということでもいいんですよ。

○建設課長（齊藤孝一） はい、一部分だということです。

○委員長（片桐文夫） そうですね。一部分でも認めたということですね。だからか、だから認めたってことなんですよ。その回答を、1,392……

○建設課長（齊藤孝一） 全線3.9メートルではなくて、一部分3.9メートルの幅員があるとい

うことです。

○委員長（片桐文夫） 一部分だから認めたってことでいいんですよね。

○建設課長（齊藤孝一） はい、そうです。

○委員長（片桐文夫） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、3.9メートル、一部分ということで、認めているという
うことです。

○委員長（片桐文夫） 井田委員、よろしいですか。

井田委員。

○委員（井田 孝） これは、民間の道路を市で認定という場合は、3.9メートルあったら絶対に認めないですよ。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、土地改良のほうについても、もともと認定してあるところと重複している部分があると考えていますので、そこら辺でちょっと3.9メートルに一部なってしまっていると。すみません、民間から移譲する場合については4メートルということで、すみませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（片桐文夫） よろしいですか。

井田委員。

○委員（井田 孝） あと、もう1点、谷丁場遊正線の、今度新しくできる道路なんですけれども、これってまだ道路形態がないのに先に認定となっているんですけども、それ通常、そういう方向でいいんですかね。

工事が終わって道路の形態できてから認定ではなくて、工事前にもう認定という形で出すんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 道路の認定につきましては、新設改良にとっては、道路管理行為の先立つ根源的な行為ということで、一番最初に起点と終点を決めるということが道路改良の最初の作業となっております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 認定というのが、また宅地として造成してできたところというよう
なのがこの地図で分かるんですけれども、その廃路、廃止……。

○委員長（片桐文夫） 廃止路線。

○委員（戸村ひとみ） 廃止というのは、今まで市道だったところを廃止すると、結果、どう
なるんですか。管理をしないということだけの問題なんですかね。どうなるんですかね。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 今回の廃止の路線につきましては、豊和地区で経営体育成基盤整備
事業、田畑の整理事業がありまして、その中で昔あった市道を廃止といふかなくなり、新た
に道ができたものですから、廃止して認定したものです。

要するに田んぼの整理を、大きくしたり、耕作しやすいように基盤整備をしたので、道路
を一部、移動したといふかあれなんですけれども、新設になって、前の道路は田んぼとか畑
とか農地になっていると。そういう形になっている、区画整理なので。

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） はい、すみません。区画整理なので、田んぼ、畑を耕作しやすいよ
うにしますので、道路も一部移動したり新設したりしていますので、田んぼ、畑になった部
分については廃止しまして、新設になった部分については認定したものでございます。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 今回のは、そういう田んぼだとか畑になって、道路ではなくなるとい
うことでの廃止ということですが、それ以外の理由で廃止というようなことはあるんですか
ね。市道……まあ、いいや、お願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 基本的に、認定してある道路、なかなか廃止にはしておりません。

以上です。ないということですね。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（片桐文夫） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午前１０時　９分